

公益社団法人北海道交通安全推進委員会幹部理事会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会理事会規程（以下「理事会規程」という。）第14条の規定に基づき、幹部理事会に関する基本的事項を定めることにより、その適正な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 幹部理事会は、会長、筆頭副会長及び副会長をもって構成する。

2 監事は、幹部理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(構成理事以外の出席)

第3条 幹部理事会は、必要に応じ、幹部理事以外の理事並びに役員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(開催等)

第4条 幹部理事会は、会長又は理事会が必要と認めるときに開催する。

(招集)

第5条 幹部理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会規程第5条第1項の規定を準用する。

2 招集手続については、理事会規程第6条の規定を準用する。

(議長)

第6条 幹部理事会の議長は、理事会規程第8条の規定を準用する。

(定足数)

第7条 幹部理事会は、会長、筆頭副会長及び副会長の過半数以上の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第8条 幹部理事会の決議は、理事会規程第9条の規定を準用する。

(決議事項)

第9条 幹部理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決により委任された事項
- (3) 緊急の必要性のある事項
- (4) その他会務の執行に関する事項

2 前項の決議事項であっても、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(議事録)

第10条 幹部理事会の議事録並びに保存期間については、理事会規程第12条の規定を準用する。

(欠席者に対する通知)

第11条 欠席者に対する通知方法については、理事会規程第13条の規定を準用する。

(補則)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。